

事務連絡
令和3年2月19日

各都道府県 防災担当主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
消防庁国民保護・防災部防災課

災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について
－ 情報共有及び避難所における対応の経費 －

先般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が改正され、都道府県知事は、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者や、感染症の患者に対して協力を求めるときは、必要に応じ市町村の長と連携するよう努めなければならないこと（第44条の3第6項）や、必要な宿泊施設の確保に努めなければならないこと（同第7項）が新たに規定されました。（令和3年2月3日公布、同13日施行。参考資料1）

感染症法の改正を踏まえ、都道府県及び市町村の防災担当部局におかれましては、「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」（令和2年7月8日付け事務連絡）（参考資料2）も参考に、円滑かつ迅速に災害応急対策を実施するため、新型コロナウイルス感染症に関する情報共有の取組を関係部局と連携の上一層進めていただきますようよろしくお願いいたします。

また、この度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「新型コロナ交付金」という。）の増額が計上された令和2年度第3次補正予算が成立したほか（参考資料3）、令和3年度より、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する事業が新たに緊急防災・減災事業債の対象となりました。（参考資料4）

これらを踏まえ、改めて別添のとおり留意事項をまとめましたので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いいたします。

以上のことについて、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても周知していただきますようお願いいたします。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

<物資や資材の備蓄について>

1. 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、新型コロナ交付金の活用が可能であること。必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体においては、新型コロナ交付金の活用も検討の上、備蓄を進めること。

<避難所の設備の整備等について>

2. また、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物品の備蓄以外の事業についても、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、新型コロナ交付金を活用することが可能であること。例えば、備蓄倉庫の設置、空調設備や換気設備の設置工事のほか、避難所において行う健康維持に資する活動に関する事業等が考えられる。
3. 指定緊急避難場所や指定避難所に指定されている施設における新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、令和3年度より換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等の整備に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とされたこと。

<避難所の設置、維持及び管理に要する費用について>

4. 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。同法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、新型コロナ交付金の活用が可能であること。
5. 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、新型コロナ交付金の活用が可能であること。

参考資料 1

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
(抄)

(感染を防止するための報告又は協力)

- 第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。)のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。)若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
 - 3 前二項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給(次項において「食事の提供等」という。)に努めなければならない。
 - 5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。
 - 6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならない。
 - 7 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における新型インフルエンザ等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

参考資料 2

事務連絡
令和2年7月8日

各都道府県、保健所設置市、特別区

防災担当主管部（局）長 殿

衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
総務省自治行政局地域情報政策室長
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえれば、災害発生時において、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を適切に行いつつ、円滑かつ迅速に災害応急対策を実施することが必要です。避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）をはじめとする累次の通知及び事務連絡等によりお示してきたところですが、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の保健福祉部局が保有する新型コロナウイルス感染症に関する情報について、適時適切に都道府県及び市町村の防災担当部局と情報共有が図られることは、災害時の対応を適切に行う観点から有用であると考えられます。

つきましては、貴職におかれては、下記について留意いただくとともに、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局及び衛生主管部局に対しても、この旨周知し、災害時等における情報共有のあり方についてご検討いただきますようお願いいたします。

記

1. 平時からの情報共有

自宅療養者又は濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）の被災に備えて、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、災害時の対応の検討、役割分担の調整等を行い、あらかじめ、自宅療養者等の避難方法等を決め、伝えておくことが重要です。

災害時の対応に係る事前の検討・準備に必要な情報共有のあり方は、新型コロナウイルス

ス感染症の流行状況や地域の実情等に応じて様々考えられますが、次のような対応事例も参考にしつつ、自宅療養者等に不当な差別・偏見が生じないように十分に留意の上、関係部局の間で、自宅療養者等の避難先の確保や避難方法の伝達等についての責任主体、役割分担を決め、あらかじめ、具体的な情報共有の内容や方法を定めておくことが必要です。

①都道府県等の保健所と市町村の防災担当部局との間で、避難所に避難する可能性がある自宅療養者等の人数、おおよその居住地等の情報を共有し、自宅療養者等の避難の確保に向けた対応の検討、役割分担の調整等を行い、その結果に基づき、都道府県等の保健所から自宅療養者等に対して避難先、避難の方法等を伝えます。

② 都道府県等の保健所と都道府県及び市町村の防災担当部局とが連携し、都道府県等の保健所において、ハザードマップ等に基づき自宅療養者等が危険エリアに居住しているか否かの確認を行うとともに、仮にそうであれば、市町村の防災担当部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、都道府県等の保健所から自宅療養者等に対して避難先、避難方法等を伝えます。

なお、これら①、②の対応事例のような平時における事前の検討・準備に加えて、災害発生時において円滑に災害応急対策を実施できるよう、2. のとおり、災害発生時における情報共有についても検討・調整する必要があることに留意願います。

2. 台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時の情報共有

平時において詳細な情報共有がなされていない場合であっても、台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時においては、避難誘導、避難所運営、人的・物的応援の必要の判断など円滑に災害応急対策を実施するためには、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が必要に応じて、連携・協力して災害応急対策を行うことが必要であり、このために必要な情報が、当該対応に当たる関係者に対して、速やかに情報共有される必要があります。

このため、各都道府県等の個人情報保護条例に留意の上、自宅療養者等に関する災害応急対策に必要な情報共有が行えるよう、あらかじめ、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所との間で、災害発生のおそれがある場合又は災害発生時における情報共有について、情報共有する情報の内容、情報共有する対象者の範囲、情報の伝達方法など具体的な方法の調整を行い、その情報の取扱いや自宅療養者等に係る災害時の対応についての責任主体、役割分担を決めておくことが必要となります。

なお、台風接近等に伴う水害の場合には、数日前から警戒態勢に入ることが通例であると思われます。警戒態勢に入った段階において、速やかに情報共有を図ることにより、きめ細かな、かつ、余裕をもった避難対応を行うことが可能となることに留意願います。

3. 適時適切な情報提供

都道府県等の保健福祉部局において、自宅療養者等に係る情報を厳格に管理する観点から、当該部局から外部への情報提供を可能な限り少なくし、災害時においても都道府県等の保健福祉部局が自宅療養者等の避難等に係る対応を実施することも考えられます。そう

した場合であっても、自宅療養者等が万一避難所に避難する可能性が生じる場合には、都道府県等の保健福祉部局は、当該自宅療養者等の適切な避難をはじめとする避難所の運営に際して必要な情報について、速やかに、都道府県又は市町村の防災担当部局に対して、情報提供を行っていただくことが必要です。

4. 情報共有に当たっての補足

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有に際しては、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、総務省地域力創造グループ地域情報政策室）の内容に留意の上、情報共有が可能である旨の連絡をしているところです。その補足として、別紙のとおり、情報共有を可能とするための考え方を整理しておりますので、各団体の個人情報保護条例の解釈、適用にあたっての参考としていただきますよう申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付
崎村、和田、雨宮
TEL 03-3502-6047（直通）

総務省自治行政局地域情報政策室
高荒、高橋
TEL 03-5253-5525（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、亀田
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

地方公共団体が、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止の目的として、必要な自宅療養者等の氏名や住所等の情報を共有することについては、各地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、各地方公共団体が判断するものですが、個人情報保護条例の一般的な規定及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号、以下「行政機関個人情報保護法」という。(注：行政機関個人情報保護法の適用対象は国の行政機関のみ))の規定によった場合の一般的な考え方^{*}としては、以下のものがあげられますので、判断に当たっての参考にしてください。

- ① 目的外利用について本人同意を得る。
- ② 行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号及び第3号と類似の規定がある場合には、当該規定の適用を検討する。
- ③ 「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要があるとき」、「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」等の規定がある場合、当該規定の適用も検討する。

上記②に関連して、国においては、行政機関個人情報保護法の本規定に基づき

- ・ 外国で犯罪に巻き込まれた邦人を保護するため、外務省の旅券課が保有する保有個人情報について、同省の海外邦人安全課が利用する場合(同組織内において、海外邦人安全課が自らの所掌事務(邦人保護)の遂行のために他部局保有の情報を利用する事例) <同一自治体内の内部利用の参考事例>
- ・ 感染症予防や感染者の状況の追跡調査のため、法務省が保有する刑務所等での被収容者の診療記録について、保健所が利用する場合(他組織において、保健所が自らの所掌事務(疾病予防)の遂行のために他組織保有の情報を利用する事例) <他の自治体に情報共有を行う際の参考事例>

などの事例がありますので、災害発生時における自宅療養者等の適切な避難の確保等を検討するに当たり、参考としてください。

条例の規定によっては、新型コロナウイルス感染症対策という利用目的内と整理することが考えられ、また、当該利用目的と相当の関連性を有するものとして、当該利用目的を変更し、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の実施を新たな利用目的とする(利用目的に追加する)ことも考えられますので、参考としてください。

なお、例えば、都道府県から自宅療養者等に対し「居住する市町村に連絡し、発災時の対応を自主的に相談する」旨を依頼することで、個人情報に関する課題を解決する方法もあり得るので、あわせてご検討ください。

※ 行政機関個人情報保護法の利用及び提供の制限に係る解釈は次のとおりであり、個人情報を利用目的以外の目的のために提供する場合には留意することとされています。

- ・ 行政機関個人情報保護法第8条2項1号（本人の同意があるとき）は、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものです。
- ・ ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできません。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他の第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書きに該当します。
- ・ 「本人の同意」は、書面によることを要しません。
- ・ 行政機関個人情報保護法第8条2項2号（行政機関内部の利用）及び3号（他の行政機関等への提供）では、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、行政機関が保有個人情報を内部で利用する場合、又は行政機関から他の行政機関等が保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由がある場合にのみ、保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できることとしたものであり、「相当な理由のあるとき」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。
- ・ 相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなりますが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められます。
- ・ ただし、2号又は3号に該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはなりません。
- ・ 行政機関個人情報保護法第3条3項は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができることとしています。
- ・ 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、想定することが困難でない程度の関連性を有することをいいます。また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関の恣意的な判断による変更を認めるものではありません。OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事會勧告」においても、個人データの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しない、かつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきであるとしています。

新型コロナウイルス感染拡大の防止と併せて雇用と事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設）。

1. 補正予算計上額

1.5兆円（うち地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円）

2. 所管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。

即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付*。

(3) 交付限度額 : ① 感染症対応分（0.5兆円）

（地方単独事業分） 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 地域経済対応分（0.5兆円）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

*協力要請推進枠の地方負担分が一定額を上回る地方公共団体については、「即時対応分」を活用して追加的に支援。

4. 使途（即時対応分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ・ ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

*中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

参考資料 4

緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担については、これまでと同様、国土強靱化債又は補正予算債により措置

1. 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

5,000億円

【対象事業の拡充】

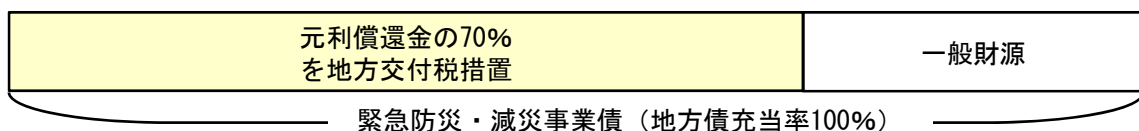
- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
(換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等)
- ② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助
(避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等に対する補助)

<避難所における3密対策>



【地方財政措置】

緊急防災・減災事業債 (充当率100%、交付税措置率70%)



2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担

【地方財政措置】

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (充当率100%、交付税措置率50%)

補正予算分：補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)

